

【質問】診療報酬が引き下げられると聞きました。背景や内容について教えてください。

(52歳、主婦)

診療報酬改定

【回答】わが国の医療は国民皆保険制度の下で、誰もが、どこでも同じ医療を受けることが可能ですが、

しかし、検査や治療、処方できる薬などさまざまな医療行為に制限がかけられており、報酬も国が金額を定めています。これを「診療報酬」といい、2年に1度改定されています。

改定の流れですが、国家予算編成の過程で内閣が診療報酬の増減率を決定します。併せて、社会保障審議



報酬を決定します。

改定には社会情勢の変化が大きな影響を及ぼします。

景気や社会情勢 反映

4月から薬価 材料費は減額

会の医療保険部会と医療部会が基本的な医療政策について審議し、改定に関する基本方針を策定します。この二つの決定を基に、中央社会保険医療協議会（中医師協）で個別の診療報酬項目に関する点数設定や算定要件を審議し、改定年度の4月1日までに最終的な診療

医療費が増え続ける一方、景気低迷により税収が減少していたため、2002年から4回にわたり診療報酬のマイナス改定がなされました。同じ時期に地方の医師不足や度重なる医療訴訟など、医療の安全性が問われる社会現象が重なったことで医療崩壊が叫ばれるよ

材料費がマイナス0・11%と決定しています。

基本方針としては(1)地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携(2)患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療の実現(3)重点的な対応が求められる医療分野の充実(4)効率

うになりました。そこで10年以降の改定ではプラス改定が行われ、安全・安心な医療を行うための政策が打ち出されてきました。

既に16、17年度の改定率は検査や治療に関わる医療は本体部分がプラス0・49%、薬価がマイナス1・22%、

診療報酬改定という「医療機関の収入を決めるだけ」と思う方も多いと思いますが、今後の医療の方向性を決める重要な決定になります。医療を受ける側の人にとっても大変重要な問題です。世界に冠たるわが国の国民皆保険制度を今後どうやって維持するのか。診療報酬改定が話題となるこの時期、医療側だけでなく、医療を受ける側も真剣に考えていただきたいと思っています。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。